

よくあるご質問（Q&A）

信託相談所に寄せられたご相談・照会のなかから、よくご相談いただく内容をまとめております。

ここでは、信託兼営金融機関および信託会社を「信託銀行等」としてご説明します。

なお、信託銀行等が実際に取り扱いを行う

信託業務・併営業務の範囲・内容は、各信託

銀行等により異なります。詳細につきましては

は、各信託銀行等にお問合せください。

よきんほけんせいど たいしょう しんたくしょうひん
① 預金保険制度の対象となる信託商品にはど

のようなものがありますか。また、しんたくぎんこうとう
信託銀行等が

まん いちはたん ばあい しんたくざいさん
万が一破綻した場合、信託財産はどうなりますか。

こたえ しんたくしょうひん がんぽん ほ けいやく
(答) 信託商品のうち、元本補てん契約(※

ちゅう きんせんしんたく かしつけしんたく とう
注)がある金銭信託、貸付信託、ビッグ等は、

よきんほけんせいど たいしょう
預金保険制度の対象となります。

がんぽん ほ けいやく
なお、元本補てん契約のないヒット、スーパー

とう よきんほけんせいど たいしょう
ヒット等は預金保険制度の対象にはなりません

しんたくざいさん しんたくぎんこうとうじしん こゆうざいさん
が、信託財産は信託銀行等自身の固有財産とは

ぶんべつかんり しんたくぎんこうとう まん いちはたん
分別管理されており、信託銀行等が万が一破綻

ばあい しんたくざいさん じょうきょう おう しはらい
した場合も、信託財産の状況に応じて支払が

なされます。

なお、^{よきんほけんせいど}預金保険制度についての^{くわ}詳しい^{じょうほう}情報は、

^{よきんほけんきこう}預金保険機構のホームページを^{らん}ご覧いただく

か、お取引のある^{とりひき}信託銀行等の^{しんたくぎんこうとう}窓口^{まどぐち}にお^と問^あい合
わせください。

(※注) ^{ちゅう}信託は^{しんたく}実績^{じっせきはいとう}配当 (信託財産^{しんたくざいさん}によって

^{しょう}生じる^{りえき}利益も^{そんしつ}損失も^{けいやく}契約によって^{さだ}定められた^{じゅ}受

^{えきしゃ}益者に^{きぞく}帰属する) ^{げんそく}が原則ですが、^{いちぶ}一部の^{しんたく}信託

^{しょうひん}商品については、^{がんぽん}元本の^{そんしつ}損失を^ほ補てんする^{けいやく}契約

を^{むす}結ぶことが^{みと}認められています。こうした^{けいやく}契約

を「^{がんぽん}元本^ほ補てん^{けいやく}契約」といいます。

ざいさんけいせいしんたく
財産形成信託

ざいさんけいせいねんきんしんたく ねんきんしはらいほうほう
① 財産形成年金信託の年金支払方法はどのよう
になっていますか。

こたえ ざいけいねんきん しはらい じ き きゃくさま
(答) 財形年金の支払時期は、お客様

いたくしゃけんじゅえきしゃ してい ねんきんしはらいかいし び
(委託者兼受益者) の指定した年金支払開始日

さい たっ ひ い ご ひ い ご まいとしいってい
(60歳に達した日以後の日) 以後、毎年一定の

じ き しはらい
時期の支払となります。

ざいけいねんきん しはらいき かん ねんきんしはらいかいし び ねん
財形年金の支払期間は、年金支払開始日から 5年

いじょう ねんい ない き かん ねんすう きゃくさま してい
以上20年以内の期間 (年数) をお客様に指定い

ただきます。3 か月毎のお支払が一般的ですから

しはらいかいすう かい い じょう かい ない
支払回数としては 21回以上 80回以内となりま
す。

ざいけいねんきん ねんきんがく きゃくさま してい ねんきん
財形年金の年金額は、お客様の指定した年金

しはらいきかん ねんきんしはらいほうしき ていがくがた ていぞうがた
支払期間、年金支払方式（定額型、逦増型）に

したが しょうてい けいさんほうほう さんしゅつ
従って所定の計算方法で算出いたします。

してい ねんきんしはらいかいしび しはらいきかん しはらいほうほう
ご指定の年金支払開始日、支払期間、支払方法

ざいけいねんきんしんたく つみたてきかんちゅう へんこう
は財形年金信託の積立期間中においては変更

かのう つみたてしゅうりょうじき つみたてきかん
可能ですが、積立終了時期（積立期間の

まつじつ かくてい ひつよう
末日）までには確定いただく必要があります。

ざいけいねんきん しはらい きゃくさま ざいけいねんきんちよちく
なお、財形年金の支払はお客様の財形年金貯蓄

ねんきんしき しはらい こうてきねんきんとう
からの年金式によるお支払であり、公的年金等

こと かくていしんこく てつづ いっさいふよう
と異なり確定申告のお手続きは一切不要です。

ざいけいねんきんしんたく しんたくはいとうりつ ていか
②財形年金信託の信託配当率が低下したために、

ねんきんしはらいしゅうりょうじきまえ ざいけいねんきん
このままでは年金支払終了時期前に財形年金

うけとり しゅうりょう むね あんない しんたくぎんこう う
受取が終了する旨の案内を信託銀行から受け
ました。当初の年金支払終了時期まで受取れる
ようにできますか。

こたえ ざいけいねんきん かい ねんきんがく ねんきん
(答) 財形年金の1回あたり年金額は、年金

しはらいかいしじてん ざいけいねんきんしんたくざんだか ねんきん
支払開始時点の「財形年金信託残高」に「年金

しはらいかいしびご しょう よそう しゅうえき がっさん
支払開始日後に生じる(予想)収益」を合算

きんがく ねんきんしはらいそうがく きゃくさま してい
した金額を年金支払総額として、お客様の指定

ねんきんしはらいきかん ねんきんしはらいほうしき ていがくがた
する年金支払期間、年金支払方式(定額型、

ていぞうがた したが さんしゅつ
逓増型)に従って算出します。

よそう しゅうえき ねんきんしはらいかいしび
この(予想)収益は年金支払開始日における

しんたくはいとうりつ さんこう さんしゅつ
信託配当率を参考に算出していますが、

ねんきんしはらいかいしびご しんたくはいとうりつ おおはば
年金支払開始日後における信託配当率が大幅に

ていか ざいけいねんきんしはらいそうがく げんしょう ばあい
低下して財形年金支払総額が減少する場合には

ねんきんがく しはらい けいぞく ねんきんしはらい
年金額の支払をそのまま継続すると年金支払

しゅうりょうきかんまえ ざいけいねんきんしんたくざんだか
終了期間前に財形年金信託残高がなくなりま
す（=年金支払終了）。

ねんきんしはらいきかんちゅう しんたくはいとうりつ ていか
年金支払期間中における信託配当率の低下によ

とうしよ ねんきんしはらいきかん ねんきんしはらい
り当初の年金支払期間にわたって年金支払がで

はんめい ねんきんしはらいきかん
きないことが判明しており、かつ年金支払期間

ぶん いじょうけいか ばあい ねんきんがく
が2分の1以上経過している場合には年金額の

へんこうてつづ かのう
変更手続きが可能です。

かい ねんきんがく げんがく とうしよ
1回あたり年金額の減額となりますが、当初の

ねんきんしはらいしゅうりょうじき ざいけいねんきん けいぞく
年金支払終了時期まで財形年金として継続す

ることが出来ます。

ざんぞんきかん ざんぞんざんだか とりあつかい
なお、残存期間、残存残高などによりお取扱

ができないこともありますので詳細しょうさいについては

とりあつかいしんたくぎんこうとう そうだん
取扱信託銀行等にご相談ください。

こうえきしんたく
公益信託

こうえきしんたく しんたく
①公益信託とはどういう信託ですか。

こたえ しんたくしょうひん かつようほうほう こうえきしんたく
(答) 信託商品/活用方法の「公益信託」ペー

じに詳細しょうさいを記載きさいしておりますのでご覧らんください。
い。

しゅっしんち とどうふけん がくせい たいしょう こうえきしんたく
②出身地(都道府県)の学生を対象に公益信託に

しょうがくきん しきゅう おも
より奨学金を支給したいと思っておりますが、

こうえきしんたく ぜいせいじょう ゆうぐう そ ち
公益信託は税制上どのような優遇措置がありますか。

こたえ
(答) 公益信託には、一定の条件のもとで

ぜいせいじょう かくしゅ ゆうぐう そ ち
税制上、各種の優遇措置があります。

たと にんていとくていこうえきしんたく こじん きんせん しゅつえん
例えば認定特定公益信託に個人が金銭を出捐し

ばあい しゅつえんきん とくていき ふ きん
た場合には、その出捐金は特定寄付金とみなさ

しょとくこうじょ き ふ きんこうじょ てきょう う
れ、所得控除（寄付金控除）の適用が受けら

ほうじん ばあい いっぱんき ふ きん どうがく べつわく
れ、法人の場合は、一般寄付金と同額まで別枠

そんきんさんにゅう
で損金算入ができます。

こうえきしんたく しんたくざいさん しょう しょとく
また、公益信託の信託財産から生じた所得には

しょとくぜい か
所得税が課されません。

にんていとくていこうえきしんたく にんてい う しんたく
認定特定公益信託の認定を受けるには、信託

もくてき かがくぎじゅつけんきゅうじょせい しょうがくきん しきゅうとう
目的が科学技術研究助成、奨学金の支給等に

せいげん などぜいほう さだ しゅしゅ じょうけん
制限される等税法に定められた種々の条件があ

りますので、^{しょうさい}詳細については^{しんたくぎんこうとう}信託銀行等^{そう}にご相談^{だん}ください。

③^{こうえきしんたく}公益信託の^{しんたくかんりにん}信託管理人の^{せんにん}選任と^{うんえいいいんかい}運営委員会の^{せっち}設置^{ひつよう}は必要ですか。

^{こたえ}(答) ^{こうえきしんたく}公益信託の^{りえき}利益^うを受ける方^{かた} (受益者^{じゅえきしゃ})

は、^{しゃかいいっぱん}社会一般^{ふとくていたすう}ないし不特定多数^{かた}の方になること

から、^{じゅえきしゃ}受益者の^{りえき}利益^{ほご}を保護^{しんたくけいやく}するため、信託契約

により^{しんたくかんりにん}信託管理人^おが置^{しんたくかんりにん}かれます。信託管理人

は、^{じゅたくしゃ}受託者の^{しよくむ}職務のうち^{しんたくざいさん}信託財産^{がんぼんとりくず}の元本取崩

し、^{しんたく}信託の^{けっさんとう}決算等^{じゅうよう}の重^{じこう}要な事項^{どうい}について同意・

^{しょうにん}承認^{あた}を与え、^{じゅたくしゃ}受託者^{じぎょうけいかく}から事業計画・収支予算^{しゅうしよさん}、

^{じぎょうほうこく}事業報告^{しゅうしけっさんとう}・収支決算等^{ほうこく}の報告^うを受ける等^{など}の権限^{けんげん}

ゆう
を有します。

こうえきもくてき えんかつ すいこう しんたく
また、公益目的を円滑に遂行するため、信託

けいやく じゅたくしゃ しもんきかん うんえいいいんかい
契約により受託者の諮問機関として運営委員会

お うんえいいいんかい こうえきしんたく もくてき
が置かれます。運営委員会は、公益信託の目的

かんれん ぶんや がくじゅつけいけんしゃとう
に関連する分野における学術経験者等によって

こうせい じゅたくしゃ しもん じよせいさき すいせん
構成され、受託者の諮問により助成先の推薦お

こうえきしんたく じぎょう しっこう いけん の
よび公益信託の事業の執行について意見を述べ

かんこく おこな
または勧告を行います。

とくていぞうよしんたく
特定贈与信託

とくていぞうよしんたく しんたく
①特定贈与信託とはどういう信託ですか。

こたえ (答) ^{しんたくしょうひん} 信託商品 / ^{かつようほうほう} 活用方法の ^{とくていぞうよしんたく} 「特定贈与信託」

ページに ^{しょうさい} 詳細を ^{きさい} 記載しておりますので ^{らん} ご覧ください。

② ^{とくていぞうよしんたく} 特定贈与信託の ^{じゅえきしゃ} 受益者への ^{きんせん} 金銭の ^{こうふ} 交付はどのようになされますか。

こたえ (答) ^{とくていぞうよしんたく} 特定贈与信託の ^{じゅえきしゃ} 受益者に対する ^{たい} 信託財産

からの ^{きんせん} 金銭の ^{しはらい} 支払については、^{ぜいほう} 税法 (^{そうぞくぜいほう} 相続税法

^{せこうれい} 施行令) において ^{とくべつしょうがいしゃ} 「特別障害者の ^{せいかつ} 生活または

^{りょうよう} 療養の ^{じゅよう} 需要に ^{おう} 応じるため、^{ていき} 定期に、かつその

^{じっさい} 実際の ^{ひつよう} 必要に ^{おう} 応じて ^{てきせつ} 適切に ^{おこな} 行われることとされ

ていること。」と ^{さだ} 定められています。 ^{ぐたいてき} 具体的な

お支払金額、支払時期については、信託銀行等

にご相談ください。

③ 特定贈与信託の委託者が死亡した場合に受益者に対して相続税が課されますか。また、信託財産から生ずる収益には課税されますか。

(答) 特定贈与信託は、特別障害者に対する

贈与税の非課税制度として、6,000万円まで

贈与税が非課税となる制度です。

一般に相続開始前、3年以内に贈与がなされてい

た場合、その贈与により取得した財産の価額は

相続税の課税価額に加算されて相続税が計算さ

れますが、特定贈与信託については、設定後3年

い ない いた く しゃ そう ぞく はっ せい ぞう よ ぜい
以 内 に 委 託 者 に 相 続 が 発 生 し て も 、 贈 与 税 に つ

ひ か ぜ い て き よ う う しん た く じ ゅ え き け ん ま ん え ん
き 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 信 託 受 益 権 6,000 万 円 ま

き ん が く そ う と う ぶ ぶ ん か が く そ う ぞ く ぜ い
で の 金 額 に 相 当 す る 部 分 の 価 額 は 、 相 続 税 の

か ぜ い か が く か さ ん
課 税 価 額 に は 加 算 さ れ ま せ ん 。

しん た く ざ い さ ん し ょ う し ゅ う え き じ ゅ え き し ゃ
な お 、 信 託 財 産 か ら 生 ず る 収 益 は 受 益 者 の

し ょ と く し ょ と く し ゅ り い お う
所 得 と な り ま す の で 、 所 得 の 種 類 に 応 じ て

し ょ と く ぜ い か ぜ い
所 得 税 が 課 税 さ れ ま す 。

ふ ど う さ ん り ゅ う ど う か し ょ う け ん か ぎ ょ う む
不 動 産 の 流 動 化 ・ 証 券 化 業 務

しん た く ぎ ん こ う と う と あ つ か ふ ど う さ ん
① 信 託 銀 行 等 の 取 り 扱 っ て い る 不 動 産 の

り ゅ う ど う か し ょ う け ん か ぎ ょ う む ぎ ょ う む
流 動 化 ・ 証 券 化 業 務 と は ど の よ う な 業 務 で す か 。

こたえ (答) しんたくしょうひん かつようほうほう 信託商品/活用方法の「きんせんしんたく金銭信託」

ふどうさんしんたく ふどうさんぎょうむ「不動産信託/不動産業務」ページにそれぞれ

しょうさい きさい詳細を記載しておりますのでごらん覧ください。

ふどうさんしんたく
不動産信託

ふどうさん しんたく ぜいきん
①不動産を信託したときの税金はどうなりますか。

こたえ (答) ふどうさん しんたく不動産を信託すると、しょゆうけん いたくしゃ所有権が委託者か

じゅたくしゃ いてんら受託者に移転します。また、しんたく とうき信託の登記をす

ばあい けいしきてき しょゆうけん いてん とうろくる場合は形式的な所有権の移転のため登録

めんきよぜい ひかぜい免許税が非課税となります。

なお、しんたく とうき とうろく まっしょう信託の登記・登録およびその抹消につい

ては、とうろくめんきよぜい かぜい登録免許税が課税されます。

こていしさんぜい ふどうさん めいぎにん じゅたくしゃ か
固定資産税は、不動産の名義人（受託者）に課

されませんが、信託財産に関する費用として信託

ざいさん なか しはら じゅえきしゃ ふたん
財産の中から支払いますので、受益者が負担す

ることになります。

いごん そうぞくかんれんぎょうむ
遺言・相続関連業務

① 信託銀行等の相続関連業務とはどのような

ぎょうむ
業務ですか。

しんたくしょうひん かつようほうほう いごんしんたく そうぞくかんれん
信託商品/活用方法の「遺言信託・相続関連

ぎょうむ しょうさい きさい
業務」ページにそれぞれ詳細を記載しております

るのでご覧ください。

② ^{しんたくぎんこうとう}信託銀行等 ^{おこな}が ^{いごんしつこうぎょうむ}行 ^{いごんしよ}う ^{いごんしよ}遺言執行業務（遺言書の

^{ほかん} ^{ふく}保管を含む）とはどのような内容 ^{ないよう}ですか。

（答） ^{いごんしつこうぎょうむ}遺言執行業務は、^{しんたくぎんこう}信託銀行が ^{いごんしつこうしゃ}遺言執行者

となつて ^{ざいさん} ^{かん}財産に関する ^{いごん}遺言の ^{ないよう}内容 ^{じつげん}を実現する

^{ぎょうむ}業務をいいますが、^{ほんぎょうむ}本業務 ^{とりあつか}を取扱 ^{しんたくぎんこう}う信託銀行で

は、^{いごんしよ}遺言書の ^{さくせいだんかい}作成段階 ^{いごんしゃ}から ^{そうだん}遺言者の ^{おう}相談 ^{おう}に ^{おう}応

じ、^{いごんしよ}遺言書を ^{ほかん}保管し、^{いごんしつこう}遺言執行 ^ひを引き受 ^うけるの

^{いっぱんてき}が一般的 ^{てき}です。

ただし、^{そうぞくかいしじ}相続開始時 ^{いごんしつこう}において、^{すいこう}遺言執行 ^{すいこう}を ^{すいこう}遂行

することが ^{いちじる}著 ^{こんなん}しく ^{みと}困難 ^{ばあい}と認められる場合は、

^{いごんしつこうしゃ}遺言執行者 ^{しゅうにん}への ^{じたい}就任 ^{じたい}を ^{じたい}辞退 ^{じたい}すること ^{じたい}もありま

す。

なお、^{しんたくぎんこうとう}信託銀行等 ^{みぶんこうい}は ^{かん}身分行為 ^{いごんしつこう}に関する ^{いごんしつこう}遺言執行

おこな
は行うことができません。

また、しんたくぎんこうとう信託銀行等では、いごんしょ遺言書ほかんの保管だけの

とりあつかい
取扱もしています。

③ しんたくぎんこうとう信託銀行等の いごんしょ遺言書の ほかんりょう保管料はどのくらいで
すか。

こたえ
(答) しんたくぎんこうとう信託銀行等は、いごんしょ遺言書の とうしょほかんじ当初保管時に

とりあつかいてすうりょう取扱手数料を しゅうじゅ収受し、その後は ご毎年 まいとしいってい一定の

じき時期に ねん年1回 かいほかんりょう保管料を しゅうじゅ収受します。

ただし、とりあつかいてすうりょうおよ取扱手数料及び ほかんりょう保管料は しんたくぎんこうとう信託銀行等

によって こと異なりますので、かくしんたくぎんこうとう各信託銀行等 とにお問

あ
い合わせください。

④ しんたくぎんこうとう信託銀行等の いさんせいりぎょうむ遺産整理業務とはどのような

ないよう
内容ですか。

こたえ (答) しんたくぎんこうとう いさんせいりぎょうむ そうぞく
信託銀行等の遺産整理業務は、相続の

かいしご そうぞくにんぜんいん いにん う しんたくぎんこう
開始後に相続人全員から委任を受け、信託銀行

とう だいにんにん ざいさんちようさ ざいさんもくろく さくせい
等が代理人となって財産調査、財産目録の作成

おこな いさんぶんかつきようぎしよ もと いさん
を行い、「遺産分割協議書」に基づく遺産の

ぶんぱい さいむ しはらい そうぞくぜい のうふとう いさんそうぞく
分配・債務の支払・相続税の納付等の遺産相続

てつづき おこな
手続を行います。

た
その他

しんたくぎんこうとう こじんじょうほう とりあつか かん
① 信託銀行等の個人情報 の取扱いに関する

くじょうとう れんらく
苦情等はどこに連絡したらいいのですか。

こたえ (答) しんたくそうだんじょ うけつけ
信託相談所で受付いたします。

②^{しんたくそうだんじょ}信託相談所ではどのような^{ないよう}内容の^{こじんじょうほう}個人情報の

^{くじょうとう}苦情等を^{うけつ}受付けてもらえるのですか。

(答) ^{こたえ}個人^{こじんじょうほう}情報の^{ほご}保護に^{かん}関する^{ほうりつ}法律に^{さだ}定めら

れております^{こじんじょうほう}個人情報^{しめい}（氏名、^{せいべつ}性別、^{せいねんがっぴ}生年月日

^{とうこじん}等個人を^{しきべつ}識別する^{じょうほう}情報に^{かぎ}限られず、^{こじん}個人の

^{しんたい}身体、^{ざいさん}財産、^{しよくしゅ}職種、^{かたがきとう}肩書等^{ぞくせい}の属性に^{かん}関して、

^{じじつ}事実、^{はんだん}判断、^{ひょうか}評価を^{あらわ}表す^{じょうほうとう}すべての情報等）、

マイナンバーのような^{こじんばんごう}個人番号を^{ないよう}内容に^{ふく}含むも

の^{とくていこじんじょうほう}（特定個人情報）、^{とくてい}特定の^{こじん}個人を^{しきべつ}識別できな

いよう^{かこう}加工し、^{こじんじょうほう}かつ個人情報を^{ふくげん}復元できないデ

ータ^{とくめいかこうじょうほう}（匿名加工情報といいます）が^{たいしょう}対象にな

ります。

③ しんたくぎんこう 信託銀行とはどのような ぎんこう 銀行ですか。

こたえ (答) しんたく 信託についての「しんたくぎんこう 信託銀行とは」ページ

しょうさい に きさい 詳細を記載しておりますので らん ご覧ください。

④ しんたくがいしゃ 信託会社とはどのような かいしゃ 会社ですか。

こたえ (答) しんたく 信託についての「しんたく 信託の にな 担い て 手」ページ

しょうさい に きさい 詳細を記載しておりますので らん ご覧ください。

⑤ しんたくぎんこう 信託銀行には しんたくかんじょう 信託勘定 と ぎんこうかんじょう 銀行勘定 とがあるのはなぜですか。

こたえ (答) しんたくぎんこう 信託銀行は、じゅたくしゃ 受託者として しんたくざいさん 信託財産を、

じゅえきしゃ 受益者の りえき 利益のために かんり 管理・うんよう 運用・しょぶん 処分する

しんたくぎょうむ 信託業務のほか、しんたくぎんこうみづか 信託銀行 けいさん 自らの みづか 計算で、自

りえき らの利益のために よきん 預金の うけい 受入れ・ゆうしとう 融資等 おこな を行う

ぎんこうぎょうむ いとな
銀行業務を営んでいます。

ぜんしゃ けいりしより しんたくぎんこう きやくさま
前者の経理処理は、信託銀行においてはお客様

たにん かんじょう しんたくかんじょう
(他人) のための勘定である「信託勘定」で

おこな こうしゃ けいりしより しんたくぎんこう こゆう
行い、後者の経理処理は、信託銀行の固有

かんじょう ぎんこうかんじょう おこな
勘定である「銀行勘定」で行います。

しんたくぎんこう りょうかんじょう げんかく くぶん
信託銀行ではこの両勘定を厳格に区分してい

ます。さらに信託勘定のなかでも、信託契約ご

とに分けた経理処理が行われています。

しんたくぎんこう ぶんべつかんりぎむ ぎむ
⑥ 信託銀行の分別管理義務とはどのような義務
ですか。

こたえ しんたくざいさん けいしきじょう じゅたくしゃ めいぎ
(答) 信託財産は、形式上は受託者の名義と

じゅたくしゃ かんりしゃ しんたく
し、受託者がその管理者となりますが、信託

ざいさん りえき う じゆえきしゃ じっしつてき
財産の利益を受けるのは受益者であり、実質的

じゆえきしゃ きぞく ざいさん
には受益者に帰属する財産です。

したがって、しんたくざいさん しんたくぎんこう じゆたくしゃ
信託財産を信託銀行（受託者）の

こゆうざいさん ぎんこうかんじょう た しんたくざいさん こんごう
固有財産（銀行勘定）や他の信託財産と混合し

かんり きゃくさま じゆえきしゃ りえき
て管理することは、お客様（受益者）の利益を

がい だいさんしゃ ふそく そんがい あた
害したり、第三者に不測の損害を与えるおそれ

があるところから、これを防止し、ぼうし じゆえきしゃ
受益者、

だいさんしゃ ほご はか ひつよう
第三者の保護を図る必要があります。

このため、しんたくほう だい じょう しんたくざいさん かんり
信託法（第34条）は信託財産の管理

について、じゆたくしゃ たい しんたくざいさん じゆたくしゃ
受託者に対して信託財産を受託者

じしん こゆうざいさん た しんたくざいさん ぶんべつ
自身の固有財産や他の信託財産とは分別して、

ぶつりてき ぶんり ほかん ぎむ
すなわち物理的に分離して保管することを義務

ぶんべつかんり ぎむ
（分別管理義務）づけています。

ただし、^{しんたくざいさん}信託財産^{ぞく}に属する^{きんせん}金銭^{ぶんべつ}について分別

^{かんりぎむ}管理義務^{れいがい}の例外^{さだ}を定めています。すなわち、

^{しんたくざいさん}信託財産^{ぞく}に属する^{きんせん}金銭^{さだ}については、それぞれの

^{しんたくざいさん}信託財産^{けいさん}ごとにその計算^{あき}を明らかにすれば、

^{ごうどう}合同^{かんり}して管理^{むね}できる旨^{さだ}を定めています。これ

は、^{きんせん}金銭^{ほんらい}は本来^{かち}、価値^{ひょうしょう}を表章^{さだ}するものであ

り、^{じじつじょうぶんべつかんり}事実上^{こんなん}分別管理^{むいみ}することは困難かつ無意味

であることから^{みと}認められたものです。

⑦あっせん^{いいんかいりょう}委員会利用^{かいけつ}ができるトラブルが解決

^{ばあい}しない場合とはどのようなものですか。

^{こたえ}(答) ^{しんたくぎんこうとう}信託銀行等^{しんたくぎょうむ}の信託業務^{さだ}についてのトラブ

^{げんそく}ルで、原則^{きやくさま}として、お客様^かから2ヶ月^{げついじょう}以上にわ

たり^{くじょう}苦情^{かいけつ}の解決^{はか}が図^{もつ}られていないとするお申出

を受けた^う場合^{ばあい}です。

⑧「あっせん^{いいんかい}委員会」の利用^{りよう}は、費用^{ひよう}がかかりま
すか。

こたえ
(答) 通信費^{つうしんひ}、交通費^{こうつうひ}などを除^{のぞ}き無料^{むりよう}です。

⑨最近^{さいきん}、マスコミ^{とう}等で、子供^{こども}が受託者^{じゅたくしゃ}になり、親^{おや}
の財産^{ざいさん}を管理^{かんり}するような家族信託^{かぞくしんたく}（民事信託^{みんじしんたく}）が
話題^{わだい}になっていますが、このよう^{そうだん}な相談^うは受け付^つ
けてもらえるのですか。

こたえ
(答) 信託相談所^{しんたくそうだんじょ}は信託銀行^{しんたくぎんこう}等の信託業務^{しんたくぎょうむ}等に

かん
関する^{そうだん}相談^{くじょうとう}、苦情^う等^つを受け付けておりますが、

ご質問^{しつもん}のよう^{かぞくしんたく}な家族信託^{みんじしんたく}（民事信託^{しんたく}）は信託

ぎんこうとう ぎょうしゃいがい かた じゅたくしゃ せってい
銀行等の業者以外の方が受託者として設定され

るものですので、信託相談所ではご相談に応じ

かねます。信託にお詳しい弁護士、司法書士等

にご相談ください。

⑩ 信託協会しんたくきょうかいの非加盟会社ひかめいがいしゃの苦情くじょうについて信託

相談所そうだんじょで対応たいおうしますか。

（答）こたえ 加盟かめい・非加盟ひかめいにかかわらず、信託銀行しんたくぎんこう・

信託会社等しんたくがいしゃとうの事案じあんについて対応たいおういたします。